

環境に関する補助制度

補助金の種類	補助内容・対象者	補助額
太陽光発電システム 設置整備事業補助金	住宅・事業所用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助。 対象者：市民・市内の事業者 国（新エネルギー財団）の補助制度もあり。	補助額：太陽電池モジュールの出力 1kWあたり15万円 補助限度額：60万円
公害防除施設等 整備事業補助金	市内の事業所に公害防止に必要な施設などを設置する場合、設置費の一部を補助。 対象者：市内の中小企業または個人 補助対象施設：水質汚濁防止施設・悪臭防止施設・畜産環境汚染防止施設	補助額：設置費×100分の30 補助限度額：500万円
浄化槽 設置整備事業補助金	将来的に下水道などが供用される見込みのない市内の地域において浄化槽を設置される方を対象に設置費の一部を補助。 補助対象施設：BOD除去率90%以上、放流水BOD20mg/l以下の機能を有する浄化槽 補助対象外：公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業整備区域など	補助限度額 5人槽 354千円 6人槽～7人槽 411千円 8人槽～10人槽 519千円 11人槽～20人槽 981千円 21人槽～30人槽 1668千円 31人槽～50人槽 2238千円 51人槽以上 2556千円
低公害車 普及促進事業補助金	低公害車を自ら使用するために購入した個人の方（新車登録時点で田原市在住1年以上の方）に購入費の一部を補助。 新車登録後30日以内に申請のこと。	補助額：車両本体価格×5% 補助限度額：12万円
生ごみ処理容器等 設置事業補助金	家庭で使用する生ごみ処理容器などを設置した方に購入費の一部を補助。	補助額：購入額×2分の1 補助限度額 [生ごみ処理容器]5000円・1世帯2個まで / [電気生ごみ処理機]2万円・1世帯1個まで
キッチンストレーナー 三角コーナー 斡旋	除去率の高い1mm目のステンレ製キッチンストレーナーと銅製三角コーナーを約3分の1の費用負担で希望者に斡旋。	斡旋価格 ストレーナー 275円 銅製三角コーナー 400円
浄化槽等雨水貯水槽 転用補助金	公共下水道へ接続し不要となる浄化槽を雨水貯留槽へ転用する方に転用費の一部を補助。	補助額：設置費×2分の1 補助限度額：10万円
生垣設置奨励事業補助金	新たな生垣の設置費用の一部を補助。 対象者：市内に住所があり、居住用の宅地所有者または借地権を有する方	補助額：生垣新設設置費×2分の1 補助限度額：5万円
花壇設置奨励事業補助金	沿道や市民館、公園などで10㎡以上の花壇を管理している団体を対象に、花の苗の無料配布（年2回）と補助金を交付。 花壇コンクール、優秀団体への表彰も実施。	補助額 10㎡以上～30㎡未満 15000円 10㎡以上～30㎡ 20000円 100㎡以上～200㎡未満 30000円 200㎡以上 40000円

問い合わせ・申請先

～ 環境課 ☎ 23局3541 ・ 下水道課 ☎ 23局3525 ・ 公園緑地課 ☎ 23局4103